

## 大気汚染防止法に規定する一般粉じん発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

### （注）

#### 1. コークス炉

施設は1炉団(通常、石炭塔により分離された一連の炉室の集合)単位とする。従って原料処理能力は、1炉団当たりの1日の能力である。

石炭を原料とするもののほか石油、ピッチを原料とするものについても適用する。

#### 2. 堆積場

(1) 鉱物とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するボーキサイト、岩塩などの国内に産しない鉱物並びにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイト等をいい、土石には石炭灰も含むものとする。

「岩石」とは、採石法第2条に規定する岩石をいう。

「土石」とは、「鉱物」又は「岩石」以外のものであって、石炭灰、埋め立て用の土砂、海砂などをいう。

(2) 堆積場が区画されている場合であっても、連続しているものは1施設とする。

2種類以上の鉱物又は土石が区画して堆積される場合であっても連続しているものは、1施設とする。

(3) 建設現場などにおいて、長期にわたって使用される堆積場は原則として対象とする。

(4) 鉱物又は土石以外のものの用途に供される置場、倉庫等に、臨時的に鉱物又は土石が堆積される場合は、対象としない。

#### 3. 破碎機等

(1) 「ふるい」とは、振動ふるい、トロンメル等をいう。

(2) 「密閉構造」とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。

例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続く施設の相当部分がカバーされているものが該当する。

(3) ベルトコンベアの部分は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベア単基の集合を全体として1施設とする。